

ご 案 内

令和8年1月

事 業 者 様

(登録機関番号1-14)
(公社)静岡県労働基準協会連合会

令和8年度 「フォークリフト運転技能講習」開催について

最大荷重1トン以上のフォークリフト運転業務には、労働安全衛生法第61条（就業制限）の規定により技能講習を修了した者でなければ就業させることはできません。

当連合会は、標記講習を下記のとおり開催することにいたしました。

つきましては、資格者の計画的な養成を図るため、積極的な受講をお勧めします。

記

1. 開催日程（都合により変更することがあります。）

地区	区分	講習会場	開催日		
富士	学科	沼津労政会館（駐車場制限あり） （沼津市高島本町1-3）	4月13日(月)	5月27日(水)	9月14日(月)
	実技	ジャトコ(株) （富士市今泉670-1）	4月19日(日)	6月07日(日)	9月27日(日)
			5月10日(日)	6月14日(日)	10月04日(日)
			5月17日(日)	6月21日(日)	10月11日(日)
			5月24日(日)	6月28日(日)	10月18日(日)
	学科	沼津労政会館（駐車場制限あり） （沼津市高島本町1-3）	10月26日(月)	9年1月15日(金)	
	実技	ジャトコ(株) （富士市今泉670-1）	11月01日(日)	1月24日(日)	
			11月08日(日)	1月31日(日)	
11月15日(日)			2月07日(日)		
11月22日(日)			2月14日(日)		

2. 受講資格

受講者の資格	摘要	学科	実技	計
次の自動車運転免許を有する者 大型、中型、普通、又は大型特殊 （カタピラの限定付き）	フォークリフトの 運転経験のない者	1日	4日	5日

(注)年少者労働基準規則の規定により、満18才に満たない者はフォークリフトの運転業務に就かせることは禁じられています。

3. 受講料（テキスト代含む）

受講者1名について **39,500円**（うち消費税 **3,590円**）

(注) テキストの価格変更に伴い、受講料を変更する場合があります。